

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

① 石巻市まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム

●概 要：平成20年にまちづくり活性化推進会議を設置。

平成31年1月に中心市街地域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。

●設置目的：少子高齢化等の進展による人口の減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化の進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。

●所掌事務

- ・中心市街地活性化基本計画に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関すること。
- ・中心市街地の市有建物敷地の活用に関すること。
- ・前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関すること。

●組 織

座 長 産業部次長

副座長 復興政策部復興政策課長、産業部商工課長、同部観光課長、建設部都市計画課長

チーム員 復興政策部復興政策課、財務部行政経営課、復興事業部基盤整備課、同部市街地整備課、福祉部福祉総務課、産業部商工課、同部観光課、建設部都市計画課、同部住宅課、同部河川港湾課、病院局事務部病院管理課、教育委員会教育総務課、同委員会生涯学習課

●これまでの経過

開催日	会議名称	内 容
平成31年1月18日	第1回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	・中心市街地活性化基本計画の概要及び第2期計画の進捗状況について ・石巻市における中心市街地の現状
平成31年2月12日	第2回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	・第3期中心市街地活性化基本計画掲載事業（グループワーク）について
平成31年3月19日	第3回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	・第3期中心市街地活性化基本計画策定に係る目標及び指標について

② 石巻市まちづくり活性化推進会議

- 概 要：平成20年にまちづくり活性化推進会議を設置。

平成31年1月に中心市街地区域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。

- 設置目的：少子高齢化等の進展による人口の減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化の進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。

●所掌事務

- ・中心市街地活性化基本計画に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関すること。
- ・中心市街地の市有建物敷地の活用に関すること。
- ・前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関すること。

●組 織

会 長 産業部長

副会長 復興政策部次長、復興事業部次長、産業部次長、建設部次長

委 員 復興政策部復興政策課長、財務部行政経営課長、復興事業部基盤整備課長、同部市街地整備課長、福祉部福祉総務課長、産業部商工課長、同部観光課長、建設部都市計画課長、同部住宅課長、同部河川港湾課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会教育総務課長、同委員会生涯学習課長

●これまでの経過

開催日	会議名称	内 容
平成30年12月13日	第1回まちづくり活性化推進会議	・中心市街地活性化の必要性について ・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和元年5月30日	第1回まちづくり活性化推進会議	・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画策定に係る進捗状況及び課題について
令和元年10月2日	第2回まちづくり活性化推進会議	・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の素案について
令和元年11月19日	第3回まちづくり活性化推進会議	・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の素案について

(2) 石巻市議会における審議の内容

平成29年3月 定例会	<ul style="list-style-type: none">・第2期計画の変更申請により追加する事業の内容及び掲載事業の進捗状況について説明
平成29年6月 定例会	<ul style="list-style-type: none">・中心市街地の現状と課題、第2期計画掲載事業の進捗状況について説明
平成29年12月 定例会	<ul style="list-style-type: none">・第2期計画の目標指標の達成状況や、今後行われる事業と期待される成果についての説明
平成30年6月 定例会	<ul style="list-style-type: none">・中心市街地の商業機能の確保に係る取り組みについて説明
平成30年9月 定例会	<ul style="list-style-type: none">・第2期計画の目標指標の達成状況について説明・中心市街地における商業機能の維持及び公共交通利便性確保の取り組みについて説明
平成31年3月 定例会	<ul style="list-style-type: none">・石巻マンガロードの整備と活用による「マンガを活かしたまちづくり」の展望についての説明・中心市街地の現状と課題、第2期計画掲載事業の成果、まちづくり会社との連携による今後の取り組みについて説明・第3期計画の方針、掲載事業の検討状況について説明
令和元年6月 定例会	<ul style="list-style-type: none">・第2期計画の進捗状況と、第3期計画への課題の反映について説明

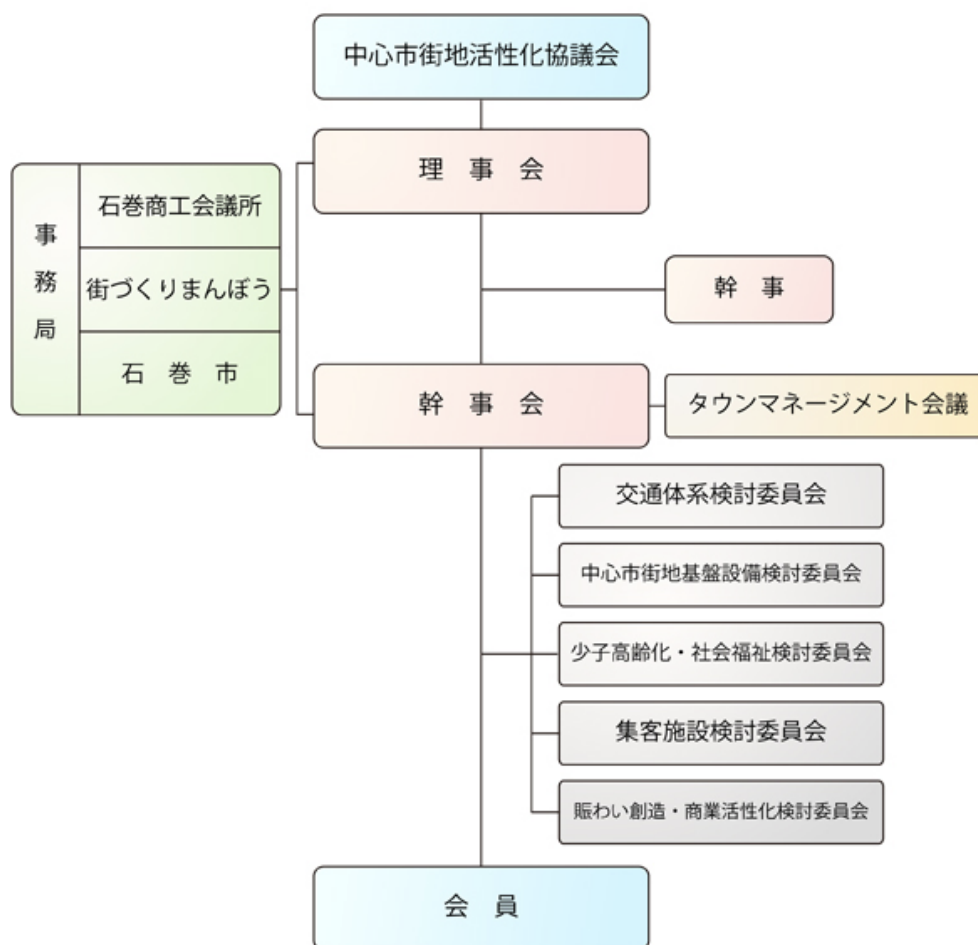
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 石巻市中心市街地活性化協議会

石巻商工会議所及び（株）街づくりまんぼうが共同設立者となり、石巻市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的として、平成19年10月22日、石巻市中心市街地活性化協議会を設立した。

石巻市中心市街地活性化協議会

1. 『中心市街地活性化協議会』の組織図



(2) 協議会の規約（中心市街地の活性化に関する法律との適合）

① 法第15条第3項 協議会組織時の公表

石巻市中心市街地活性化協議会規約において、公告に関して第4条に規定し、石巻市の広報紙、協議会ホームページへの掲載、必要に応じては新聞掲載等により行うことにしている。

② 法第15条第4項 関係者の参加 第15条第5項 参加の申し出

協議会の委員としての入会については、会長に申し込み、理事会の承認を得られれば入会できる。（規約第7条）

No.	役職	所属団体等及び役職名
1	会長	石巻商工会議所 会頭
2	副会長	㈱街づくりまんぼう 代表取締役
3	副会長	石巻市 副市長
4	副会長	石巻市議会 議長
5	理事	石巻商工会議所 副会頭
6	理事	石巻商工会議所 専務理事
7	理事	(一社)石巻観光協会 会長
8	理事	㈱街づくりまんぼう
9	理事	石巻市復興政策部 部長
10	理事	立町大通り商店街振興組合 理事長
11	理事	石巻を考える女性の会 会長
12	理事	㈱本家秋田屋 代表取締役
13	理事	東日本旅客鉄道㈱石巻駅 駅長
14	理事	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 理事長
15	理事	社会福祉法人 和仁福祉会 施設長
16	理事	宮城県建設業協会石巻支部 支部長
17	理事	宮城県宅地建物取引業協会石巻支部 支部長
18	理事	日本製紙㈱石巻工場 工場長代理
19	理事	東北電力㈱石巻営業所 所長
20	理事	㈱三陸河北新報社 常務取締役
21	理事	㈱石巻日日新聞社 代表取締役
22	監事	㈱七十七銀行石巻支店 支店長
23	監事	(社)石巻青年会議所 理事長

石巻市中心市街地活性化協議会 規約（全文）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、「石巻市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を宮城県石巻市に置く。

（目 的）

第3条 協議会は、「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「法」という。）第9条第1項の規定により石巻市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、石巻市中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。

（公表の方法）

第4条 協議会の公表は、石巻市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

（活 動）

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

（1）中心市街地活性化に係る総合調整に関すること

- ① 石巻市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- ② 石巻市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ③ 石巻市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- ④ 石巻市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- ⑤ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- ⑥ 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- ⑦ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

（2）中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ① 市街地整備改善事業に関すること
- ② 都市福利施設整備事業に関すること
- ③ 街なか居住促進事業に関すること
- ④ 商業活性化事業に関すること
- ⑤ ①から④までに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

（3）その他中心市街地の活性化に関すること

- ① 各種組織、団体との交流
- ② 関係情報の収集
- ③ その他、目的達成のための必要な活動

第2章 会 員

（会 員）

第6条 協議会会員は、中心市街地の活性化に関する法律の規定に該当するもので構成する。

（1）石巻商工会議所（法第15条第1項第2号イ）

（2）株式会社街づくりまんぼう（法第15条第1項第1号ロ）

（3）石巻市（法第15条第4項第3号）

（4）石巻市中心市街地において、法に規定する事業を実施しようとする者（法第15条第4項第1号）

（5）石巻市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者（法第15条第4項第2号）

（6）協議会の目的の推進において、協力が必要と認められる行政及び公共団体（法第15条第7項）

（7）協議会の目的に賛同し、石巻市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者や協力する者（法第15条第8項）

（入 会）

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

（会 費）

第8条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会費については、別途定める。

(退会)

第9条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき

(2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 20名以内

(4) 監事 2名

(5) 幹事 30名以内

2 会長は、総会において会員の中から選出する。

3 副会長は、総会において会員の中から選出する。なお、副会長複数名のうち1名は法第15条第1項に該当する会員とする。

4 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(理事)

第13条 協議会の理事は、総会において会員の中から選出する。

(監事)

第14条 協議会の監事は、総会において会員の中から選出する。

(幹事)

第15条 協議会の幹事は、会員の中から、会長が委嘱する。

(職務)

第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

5 幹事は、幹事会を構成し、個別プロジェクトのワーキンググループ会議等の連絡調整を行う。

(顧問)

第17条 協議会には顧問を置くことができる。

2 顧問は本協議会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第4章 タウンマネージャー

(タウンマネージャー)

第17条 協議会は、第3条に掲げる目的達成並びに協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置する。

2 タウンマネージャーは、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 タウンマネージャーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

4 タウンマネージャーは、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会議

(会議の種類)

第18条 会議の種類は次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 幹事会

(4) タウンマネージメント会議

(5) ワーキンググループ会議

(総会)

第19条 総会は、会員の参加により、毎年1回以上開催し、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 法第15条第9項に基づく意見提出については、総会の決議を経ることを要する。

4 前項の決議を行う際の総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 第3項の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第20条 理事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出、タウンマネージャーの選出、入会申込者の承認、個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の内容、その他協議会が必要と認める事項を審議し議決する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 理事会は、理事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、理事会に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第21条 幹事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえで個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の連絡調整、活動報告及びタウンマネージメント会議の連絡調整、活動報告、その他、必要と認める事項を審議し、理事会等に報告する。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 幹事会の長は、幹事の中から互選で選任し、会長が委嘱する。

5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

6 幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(タウンマネージメント会議)

第22条 タウンマネージメントは、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について審議する。

(1) 各種プロジェクトの企画・調整

(2) ホームページ等で事務局に寄せられた意見集約・検討等

(3) その他プロジェクトで協議した事項

2 タウンマネージメント会議は、幹事長が招集し、幹事長又はタウンマネージャーが議長となる。

3 タウンマネージメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

(ワーキンググループ会議)

第23条 協議会の目的を実行するため、個別プロジェクトを検討するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループ会議は、基本計画記載又は基本計画への記載予定の個別プロジェクト毎の事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指し、課題等の審議及び事業を実行する。

(1) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動計画に沿って実行する。

(2) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動状況を幹事会に報告する。

第6章 事務局

(事務局)

第24条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう、石巻市が共同で処理する。

3 事務局の事務処理は、石巻商工会議所で処理する。

第7章 会 計

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第26条 協議会の収入は、会費等、補助金・交付金、運営協力金及び寄附金、その他事業収入等による。

2 協議会の支出は、負担金、会議費、事務費、事業費、その他運営に要する経費とする。

(運営協力金)

第27条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

第8章 解 散

(解 散)

第28条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

1 この規約は、平成19年10月22日から施行する。

2 協議会初年度の事業期間は、設立日から平成20年3月31日までとする。

3 協議会の運営において、理事及び幹事等について、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう及び石巻市からは3名以内で選任することができる。なお、その他の会員については、1事業所・団体より1名とする。

4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、理事会の承認を得て、別に定める。

5 第17条の新設に伴い、以下の条文を順次繰り下げることにし、本改正規則は平成21年6月29日より施行する。

(3) 会議経過

[平成30年度～]

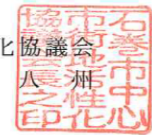
平成31年1月25日	総会	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和元年5月8日	総会	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和元年10月16日	理事会	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画について
令和元年10月29日	臨時総会	第3期石巻市中心市街地活性化基本計画について
令和2年6月30日	理事会	第2期石巻市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の認定について
令和2年7月2日	総会 (書面)	第2期石巻市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の認定について
令和3年1月29日	臨時総会 (書面)	石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について

(4) 協議会から提出された主な意見

令和元年 11 月 11 日

石巻市長 亀山 紘 様

石巻市中心市街地活性化協議会
会長 青木 州



第 3 期石巻市中心市街地活性化基本計画策定に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)第 15 条 9 項の規定に基づき、石巻市中心市街地活性化基本計画に対する意見書を提出します。

記

現在の石巻市は、東日本大震災被災後復興によるハード事業は概ね終了しつつあり、今後は整備されたハードと地域資源も活用したソフト事業を結びつけた活動の充実を図る必要があると考えられます。

全国各地の地方都市に於いては定住人口の増加も見込めない状況にあり、当市に於いても同様の問題を抱えております。

その様な中、当市の中心市街地の活性化を図るためには、人口減少時代に於いて交流人口の拡大に努める方向性を見据えた計画が有効的であると考えられます。

現在、石巻市に於いて「第 3 期石巻市中心市街地活性化基本計画」を策定中であり、これまでの計画を踏まえ新たな事業も取り入れながら、中心市街地の発展・活性化に努めて頂ける様強く望むところでございます。

この度の策定にあたり、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

【基本方針について】

今回の計画にある①中心市街地のコミュニティの醸成による安心安全のまちづくり②地域の資源を生かした歩きたくなるまちづくり③地域の活力・市民の息づかいが見えるまちづくりの 3 つの基本方針はこれまでの経緯や今後を見据えたものであり、妥当と思われま

す。とりわけ、市民交流 4 施設の利用者の拡大を図り、コミュニティの醸成と交流人口の拡大について努めていただきたい。

【目標数値について】

復興整備が終盤に差し掛かり、石巻市内居住者も落ち着きつつあり、中心市街地の居住者の大幅な増加が見込まれない事が分析結果としており、交流人口を増やす方針に則り、中心市街地の交流が活性化される事、また、掲げた目標以上の成果が得られるよう努めていただきたい。

【事業内容について】

変更・継続事業、新規事業と多くの事業が計画に盛り込まれているため、効果的且つ効率的に事業推進を図っていただきたい。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

① 第2期基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

中心市街地の活性化に関する基本的な方針（前期計画の総括）に記載。

② 客観的現状分析

中心市街地の活性化に関する基本的な方針（（4）中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析）に記載。

(2) 地域住民のニーズ等の把握と現状分析

① 市民・商業者の意向調査

中心市街地の活性化に関する基本的な方針（（5）地域住民のニーズ等の把握・分析）に記載。

② 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

令和元年7月10日（水）に行われた令和元年度第1回石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議にて、委員13名に対して第3期計画の方針（事務局案）を説明のうえ、「1. 第3期計画の方針（事務局案）に対する意見や要望」「2. 中心市街地活性化の方向性」「3. 今後、行政が行うべき取組み」「4. 今後、民間が行うべきあるいは行いたいと考えている取組み」について意見聴取のため質問状を送付し、7名から得た回答を本計画策定の参考とした。

③ コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会

令和元年6月12日（水）に行われたコンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会令和元年度第1回通常総会にて、出席者36名に対して第3期計画の方針（事務局案）を説明したところ、計画内容について意見は出されなかったが、策定後のモニタリングを定期的に行なっていくべき旨が意見として挙げられた。

④ 民間団体ヒアリングの実施

第3期中活計画に掲載する事業検討を行うため、中心市街地で継続的に活動を行っている民団団体へのヒアリングを行った。ヒアリングを行った民間団体名と日時は次頁の表の通り。

表 民間ヒアリング団体一覧

日にち	団体名
令和元年 6 月 13 日	(一社) ISHINOMAKI2.0
令和元年 6 月 19 日	いしのまき演劇祭、石巻劇場芸術協会
	ISHINOMAKI 金曜映画館
	(公社) 3.11 みらいサポート
令和元年 6 月 24 日	株式会社元気いしのまき
令和元年 6 月 25 日	合同会社巻組
	(一社) 石巻青年会議所
	(一社) 日本カーシェアリング協会
令和元年 6 月 26 日	立町大通り商店街振興組合
令和元年 6 月 27 日	石巻商工会議所
令和元年 6 月 28 日	石巻市子どもセンターらいつコンソーシアム
	合同会社 MY ラボ
令和元年 7 月 8 日	特定非営利活動法人 いしのまき NPO センター
	特定非営利活動法人 石巻復興支援ネットワーク
令和元年 7 月 16 日	(一社) 石巻観光協会
令和元年 7 月 19 日	(一社) 石巻圏観光推進機構

⑤ パブリック・コメントの実施

中心市街地活性化基本計画を推進していくためには、市民の理解と協力が欠かせない要素となることから、市基本計画案について市民の意見を広く聴取し、計画策定の参考とするため、令和元年 12 月 6 日（金）から 12 月 20 日（金）にかけてパブリック・コメントを実施し、その結果について市のホームページで公表した。